

令和6年長審第1号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年1月6日07時55分

佐賀県値賀埼南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 0.5トン

登 録 長 5.18メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 11キロワット

3 事実の経過

Aは、平成元年12月に進水し、船尾中央に船外機1機を備えた和船型無蓋のFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和5年1月6日07時25分佐賀県仮屋漁港の係留地を発し、値賀埼南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、値賀埼南方沖合には陸岸から20メートルないし60メートルのところまで干出浜（以下「値賀埼浅礁域」という。）が拡延していた。

a受審人は、仮屋漁港北方沖合を北上して前示釣り場に至り、波立ちの様子から値賀埼浅礁域の外縁部を確かめ、同部から西方約60メートルのところまで釣りを始めることとし、07時53分値賀埼灯台から205.5度（真方位、以下同じ。）90メートルの地点で、船首を北西方に向け、機関を停止して漂泊を開始し、折からの風浪によって070度の方向に1.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら、同乗者が船首部で、自らは右舷船尾部で、それぞれ座った姿勢で左舷方を向き、釣り竿各1本を出して釣りを開始した。

07時53分半少し前a受審人は、値賀埼灯台から202.5度80メートルの地点に達したとき、値賀埼浅礁域まで50メートルのところとなり、その後同浅礁域に向かって圧流される状況であったが、釣りを行うことに気を取られ、周囲の地形を目測して値賀埼浅礁域との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、値賀埼浅礁域に向かって圧流されながら釣りを続け、07時55分値賀埼灯台から158度60メートルの地点において、Aは、船首が325度を向いたとき、同浅礁域に乗り揚げ

た。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口等を生じ、のち廃船処理され、同乗者が左足打撲等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、値賀埼南方沖合において、釣りをを行うために漂泊する際、船位の確認が不十分で、値賀埼浅礁域に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、値賀埼南方沖合において、釣りをを行うために漂泊する場合、値賀埼浅礁域に乗り揚げることのないよう、周囲の地形を目測して同浅礁域との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣りをを行うことに気を取られ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、値賀埼浅礁域に向かって圧流されている状況に気付かないまま同浅礁域への乗揚を招き、船体に損傷を生じて廃船とさせ、同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月26日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁